

国民健康保険団体連合会が運用する国保総合システムの更改に関する財政措置について

【担当省庁】厚生労働省

市町村における取組

(経過)

社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)と国民健康保険中央会(以下、「中央会」という。)等の審査支払機能の整合的かつ効率的な在り方については、「審査支払機能改革における今後の取組」(令和2年3月厚生労働省・支払基金・中央会)及び「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、令和2年9月より厚生労働省に「審査支払機能の在り方に関する検討会」が設置され、令和3年3月に報告書と「審査支払機能に関する改革工程表(以下、「改革工程表」という。))」が取りまとめられた。

(現状・課題)

支払基金と中央会・国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)の双方の審査支払業務が整合的かつ効率的に機能するためには、改革工程表策定後に政府において始まった医療DXとの関係を調整し、今後双方のシステムの差異を整理をしたうえで、共同開発・共同利用に必要な追加開発が不可欠となっており、国保総合システム更改において、当初の見込費用よりも高額な費用が生じる。

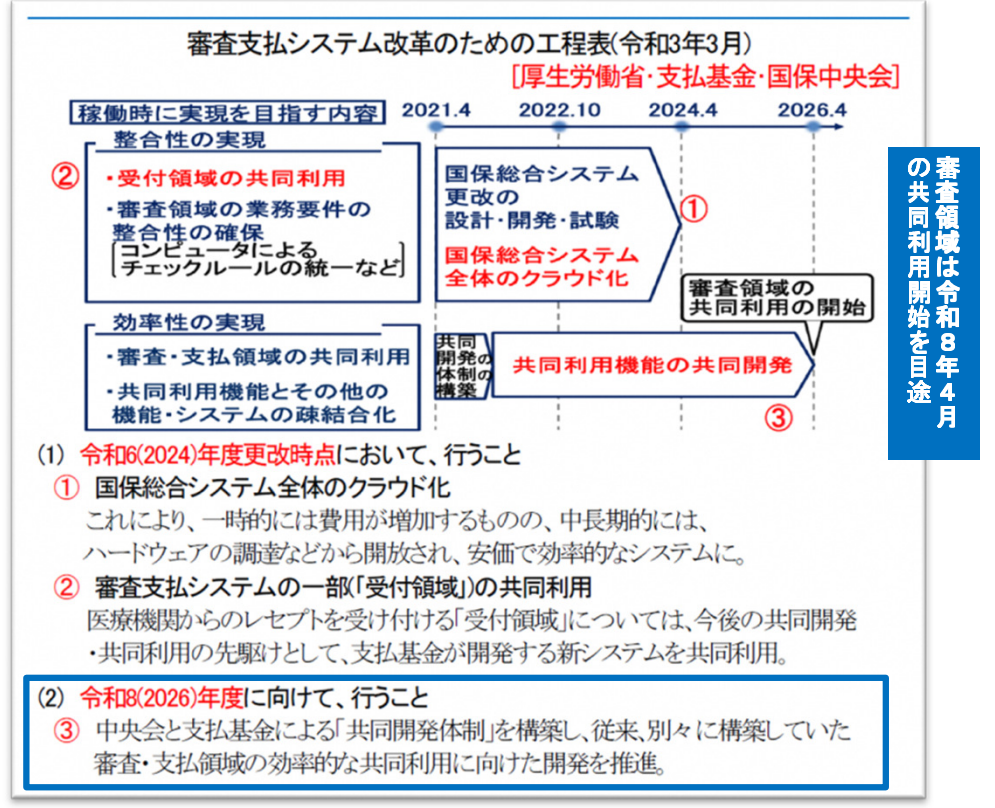
中央会・連合会においては、次期更改に向け積み立てを行ってきたが、開発等費用が積み立てを大幅に上回る見込みとなり、審査支払手数料等、市町村等保険者の追加的な財政負担が懸念されている。

※社会保険診療報酬支払基金(支払基金)

「医療法等の一部を改正する法律案」(第217国会)において、支払基金の抜本的改組により、法人名称が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」となる予定。

検討会報告書を受けて公表された工程表の一部(令和3年3月31日)

※一部追記等あり



国にお願いすること

国保総合システムに関して、国は、支払基金の審査支払業務との「整合的かつ効率的な運用」実現のための更改を求めているが、改革工程表策定後に政府において始まった医療DXの取組との関係から、当該目的達成には追加機能の開発が必要となり、当初よりも多額の費用が生じると見込まれる。

国保総合システムの更改に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じることのないよう、国による十分な財政支援を講じていただきたい。

【担当部署】 奈良県市長会・奈良県町村会